

発行：一般社団法人 全国国民健康保険組合協会 平成30年12月27日(木)

国民健康保険組合高額医療費共同事業実施要綱の
一部改正について

標記の件につきまして、厚生労働省保険局国民健康保険課から、下記の通知を入手しましたので、取り急ぎ送付いたします。

なお、本通知に基づき当会の実施規程の改正を行い、別途連絡することを申し添えます。

○「国民健康保険組合高額医療費共同事業実施要綱の一部改正について」

(平成30年12月26日 保発1226第4号 保険局長通知)

保発 1 2 2 6 第 4 号

平成 3 0 年 1 2 月 2 6 日

一般社団法人全国国民健康保険組合協会会長 殿

厚生労働省保険局長

(公 印 省 略)

国民健康保険組合高額医療費共同事業実施要綱の一部改正について

標記事業の実施については、平成 1 5 年 6 月 2 0 日保発第 0620002 号厚生労働省保険局長通知の別紙「国民健康保険組合高額医療費共同事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行うこととしているが、今般、実施要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

(別紙)

国民健康保険組合高額医療費共同事業実施要綱

1 趣旨

高額医療費の発生による国民健康保険組合(以下「国保組合」という。)の財政運営の不安定を緩和するため、国保組合の共同事業として、国民健康保険組合高額医療費共同事業(以下「共同事業」という。)を実施すること。

2 実施主体

共同事業の実施主体は、一般社団法人全国国民健康保険組合協会(以下「協会」という。)とする。

3 実施に関する規定

協会は、この要綱に定めるもののほか共同事業の運営に関する必要な事項について、共同事業実施規程等を定めるものとする。

4 事業対象者

共同事業の対象者は、すべての国保組合(全国土木建築国民健康保険組合を除く。)とする。

5 拠出金

国保組合は、共同事業及び当該事業に関する事務の処理に要する費用に充てるため、高額医療費拠出金及び事務費拠出金を協会に拠出すること。

(1) 高額医療費拠出金

ア 高額医療費拠出金の総額は、当該年度における各国保組合の被保険者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。以下同じ。)の高額医療費(療養の給付に要する費用の額及び特定療養費の支給についての療養につき算定した費用の額1件当たり100万円を超えるものの100万円を超える部分の額をいう。以下同じ。)に、各組合の下記の組合補正係数を乗じて得た額の合算額に、交付金の交付率の見込を勘案して定めるものとする。

この場合、高額医療費の前年度の11月診療分までの3か年度の実績の伸率を勘案して推計すること。

イ 各国保組合の高額医療費拠出金は、高額医療費拠出金の総額を次の式により按分した額とすること。

$$\begin{array}{l} \text{高額医療} \\ \text{費拠出金} \\ \text{の総額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{当該国保組合の前々年度までの3か年度ごとの被保険者の高額医療費に} \\ \text{当該国保組合の組合補正係数を乗じて得た額の合計額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{各国保組合の前々年度までの3か年度ごとの被保険者の高額医療費に} \\ \text{各国保組合の組合補正係数を乗じて得た額の合算額} \end{array}}$$

(注) 組合補正係数は、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令(昭和47年厚生省令第11号)第12条第1項及び同令附則第4条の規定により算定した普通調整補助金の額(ただし、後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用の額に係る普通調整補助金を除く。)を同令第13条第1項第1号に掲げる額及び前期高齢者納付金の納付に要する費用の額(ただし、後期高齢者支援金に係る額を除く。)の合算額で除して得た値(小数点第3位以下は切り捨てるものとする。)に100分の32(平成28年度以降においては、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第73条第1項第1号の規定による割合)を加えたものを1から除いたものとする。

(2) 事務費拠出金

各国保組合の事務費拠出金は、当該年度における共同事業に関する事務に要する費用の見込額を次の式により按分すること。

$$\begin{array}{l} \text{当該年度における} \\ \text{共同事業に関する} \\ \text{協会の事務の処理} \\ \text{に要する費用の見} \\ \text{込額} \end{array} = \frac{\text{当該国保組合の前々年度末における被保険者数}}{\text{全国保組合の前々年度末における被保険者数}}$$

(3) 拠出金の納期

拠出金の納期は、7月及び11月の2回とすること。

(4) 延滞金

協会は、国保組合が納付すべき期限までに拠出金を納付しないときは、年利14.5%の延滞金を徴収すること。

6 交付金

協会は、診療報酬明細書1件当たりの額が交付基準額を超える医療費について国保組合から請求があったときは、交付対象額について、交付金を交付すること。

(1) 対象医療費

ア 当該年度の共同事業の対象となる高額医療費は、被保険者に係る事業年度の前年度の12月の診療分から当該事業年度の11月の診療分までのものとする。

イ アの高額医療費の範囲については、当該療養につき他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において医療に関する給付が行われたときは、その給付額を控除した額とすること。

第三者行為に係る医療費の場合には、当該医療から求償権の行使により取得した額を控除した額を対象とすることとし、損害賠償を受けた後に、過誤調整を行うことにより処理すること。

(2) 交付基準額及び交付対象額

交付基準額は、被保険者に係る療養の給付に要した費用の額及び特定療養費の支給についての療養につき算定した費用の額1件当たり100万円とし、この額を超える部分の額に、当該組合の組合補正係数を乗じて得た額を交付対象額とすること。

(3) 交付金額

交付金の額は、交付対象額に(4)の交付率を乗じた額とすること。

(4) 交付率

交付率は、交付金の確定交付の際に交付対象額の総額に対する高額医療費拠出金の総額の割合を基礎として100分の70以上100分の90以下の範囲内で定めるものとする。

(5) 交付時期等

ア 交付金の交付の時期は、各年度7月、11月及び3月とすること。

イ 7月は被保険者に係る事業年度の前年度の12月から3月の診療分の概算払いを行い、11月は当該事業年度の4月から7月の診療分までの概算払いを行い、3月は確定交付を行うこと。

7 特別会計

協会は、共同事業の経理を行うため、特別会計を設けること。

8 国の指導

国は、共同事業の趣旨を踏まえ、共同事業が円滑に行えるよう必要な指導を行うこと。

9 事業の報告

協会は、共同事業の実施状況について必要に応じ厚生労働大臣に報告すること。

10 運営委員会

協会は、共同事業の運営に関する必要な事項を協議するため、高額医療費共同事業運営委員会を置くものとする。

11 その他

(1) 高額医療費拠出金の総額については、交付対象額の総額に対する高額医療費拠出金の総額の割合が100分の70以上100分の90以下の範囲内となるように交付率の見込をたてた上で、高額医療費の発生状況等を十分勘案して決定すること。

なお、交付率は交付金の確定の際に定められるものであり、当初から固定しておくことは好ましくないものであること。

(2) 協会は、拠出金の納付回数、交付金の交付回数の増減等について変更を行う必要がある場合には、厚生労働省と事前に協議の上、決定すること。

- (3) 事業開始年度においては、5の(1)中「3か年度」とあるのは、「2か年度」と読み替えるものとする。

別添 国民健康保険組合高額医療費共同事業実施要綱 新旧対照表

(下線は改正部分)

改正後	改正前
<p>1～4 略</p> <p>5 拠出金 略 (1)～(2) 略</p> <p>(3) 拠出金の納期 拠出金の納期は、<u>7</u>月及び<u>11</u>月の2回とすること。</p> <p>(4) 略</p> <p>6 交付金 略 (1) 対象医療費 ア 当該年度の共同事業の対象となる高額医療費は、被保険者に係る事業年度の前年度の12月の診療分から当該事業年度の11月の診療分までのもの とすること。 イ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 交付時期等 ア 交付金の交付時期は、各年度7月、11月及び3月とすること。 イ <u>7月</u>は被保険者に係る事業年度の前年度の12月から3月の診療分の概算 払いを行い、<u>11月</u>は当該事業年度の4月から7月の診療分までの概算払い を行い、3月は確定交付を行うこと。</p> <p>7～10 略</p>	<p>1～4 略</p> <p>5 拠出金 略 (1)～(2) 略</p> <p>(3) 拠出金の納期 拠出金の納期は、<u>10</u>月及び<u>2</u>月の2回とすること。</p> <p>(4) 略</p> <p>6 交付金 略 (1) 対象医療費 ア 当該年度の共同事業の対象となる高額医療費は、被保険者に係る事業年 度の前年の12月の診療分から当該事業年度の11月の診療分までのものと すること。 イ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 交付時期等 ア 交付金の交付時期は、各年度<u>10</u>月及び3月とすること。 イ <u>10月</u>には概算払いを行い、<u>3月</u>には確定交付を行うこと。</p> <p>7～10 略</p>

改正後	改正前
<p>11 その他</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>協会は、拠出金の納付回数、交付金の交付回数の増減等について変更を行う必要がある場合には、厚生労働省と事前に協議の上、決定すること。</u></p> <p>(3) 略</p>	<p>11 その他</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>拠出金の納付回数、交付金の交付回数については協会と国保組合で協議し、合意が得られた場合には、増加しても差し支えないこと。</u></p> <p>(3) 略</p>